

新発田市職員の障がい者任免状況

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の16の規定により、新発田市職員の障がい者任免状況を公表します。

【令和7年6月1日現在】

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者計	実雇用率	法定雇用率	法定雇用率の達成に必要な障害者の数
新発田市(認定地方機関)	1,335.5人	37.5人	2.81%	2.8%	0人
新発田市(市長部局)	1,010人	32人	3.17%	2.8%	0人
新発田市教育委員会	325.5人	5.5人	1.69%	2.8%	3.5人

*市長部局と教育委員会は、1つの組織（認定地方機関）としての認定を受けています。

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者計	実雇用率	法定雇用率	法定雇用率の達成に必要な障害者の数
新発田市水道局	42人	1人	2.38%	2.8%	0人

*水道局は令和6年度途中から障がい者雇用を開始しました。

*水道局の雇用率が法定雇用率より低い数字ですが、法定雇用障がい者数は、算定対象職員数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）で算定するため、法定雇用率の基準に対して雇用が「不足」とはなりません。

<参考>令和6年6月1日現在

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者計	実雇用率	法定雇用率	法定雇用率の達成に必要な障害者の数
新発田市(認定地方機関)	1,184人	37.5人	3.17%	2.8%	0人
新発田市(市長部局)	956人	31人	3.24%	2.8%	0人
新発田市教育委員会	294人	6.5人	2.21%	2.8%	1.5人

*市長部局と教育委員会は、1つの組織（認定地方機関）としての認定を受けています。